

令和5年 網走市議会
文教民生委員会 会議録
令和5年9月8日（金曜日）

○日時 令和5年9月8日 午前10時00分開会

○場所 議場

○議件

1. 議案第1号 令和5年度網走市一般会計補正予算中、所管分
2. 議案第2号 令和5年度網走市国民健康保険特別会計補正予算
3. 議案第3号 令和5年度網走市介護保険特別会計補正予算
4. 議案第4号 令和5年度網走市後期高齢者医療特別会計補正予算
5. 議案第9号 網走市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について
6. 請願第6号 あばしり子ども未来支援条例の制定を求める請願
(5.6.16 継続審査)
7. 請願第7号 現行の健康保険証の存続を求める請願
8. 行政視察について

○出席委員（7名）

委員長	永本浩子
副委員長	村椿敏章
委員	金兵智則
	栗田政男
	里見哲也
	古田純也
	古都宣裕

○欠席委員（0名）

○議長 平賀貴幸

○委員外議員（2名） 深津晴江
松浦敏司

○傍聴議員（4名） 石垣直樹

井戸達也

澤谷淳子

山田庫司郎

○説明者

副市長	後藤利博
市民環境部長	田邊雄三
健康福祉部長	結城慎二
健康福祉部参事監	永森浩子
市民活動推進課長	田中靖久
戸籍保険課長	渡邊真知子
戸籍保険課参事	小沼麻紀
生活環境課長	近藤賢
生活環境課参事	田中正幸
健康推進課長	本橋洋樹
健康推進課参事	阿部昌和
健康推進課参事	今野多賀子
社会福祉課長	清杉利明
介護福祉課長	小西正敏

○事務局職員

事務局長	岩尾弘敏
次長	石井公晶
総務議事係	早淵由樹

午前10時00分開会

○永本浩子委員長 ただいまから、文教民生委員会を開会いたします。

委員、理事者の皆様にお願ひです。

発言の際はマイクを口元に近づけて大きな声ではっきりと発言願ひます。

顔が下を向いていたり、マイクとは違う方向を向いていると音が入りづらいので御自分でマイクの位置を調整してから発言願ひます。

本日の委員会では、付託されました議案5件、請願2件について審査いたします。

それでは、本日の進行ですが、まず市民環境部関係分について審査後、理事者入替えをし、健康福祉部、新型コロナウイルスワクチン接種推進室関係分について審査いたします。

その後、請願の審査をした後、行政視察について

協議いたします。

それでは、まず初めに、議案第1号令和5年度網走市一般会計補正予算中、市民集会施設管理運営事業、コミュニティーセンター修繕事業について説明を求めます。

○田中靖久市民活動推進課長 議案資料18ページを御覧願います。

令和5年度一般会計補正予算中、市民活動費、コミュニティーセンター修繕事業の補正について御説明いたします。

初めに、1. 補正の理由及び内容ですが、西コミュニティーセンターの非常用放送設備が故障したため、その設備を更新する経費について追加補正するものでございます。

次に、2. 補正額ですが、歳出予算はコミュニティーセンター修繕事業に107万8,000円を追加し、修繕後の事業費総額は352万8,000円となるものでございます。

財源内訳は全て一般財源であります。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

○村椿敏章委員 放送設備が壊れたということで、これを入れ替えるということなんですけれども、今年の事業で行うと思うんですが、このお金の中でね。

網走市内事業者が請け負うような形になるんでしょうか。

○田中靖久市民活動推進課長 更新につきましては市内の事業者で、こういった消防設備の取扱い可能な事業者を選定して行う予定でございます。

○村椿敏章委員 この工事が出来上がる予定は、大体いつぐらいに出来上がるのでしょうか。

○田中靖久市民活動推進課長 機器の納入がおおむね3か月程度かかると言われていますので、更新自体大体それぐらいになるかということで確認してございます。

○村椿敏章委員 はい、わかりました。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

○金兵智則委員 工事をやっている間に西コミが使えなくなるとかということがあるんですか。

○田中靖久市民活動推進課長 まずですね、防火管理者であるとか、コミュニティーセンターの管理人に対しては改めて非常用放送設備が故障している状況とこれまでの間についての対応策として、電池式

のメガホンを設置して、万が一の際は避難誘導するような形で周知して情報を共有してございますので、コミュニティーセンターが閉館するとかそういったことはございません。

○永本浩子委員長 よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

ほかに質疑ございますか。

よろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

それでは次に、議案第1号中、ごみ処理事業、廃棄物処理広域化推進協議会負担金について説明を求めます。

○田中正幸生活環境課参事 議案資料1号、23ページを御覧願います。

令和5年度一般会計清掃費補正予算、廃棄物処理広域化推進協議会負担金について御説明いたします。

1の補正の理由及び内容についてですが、斜網地区1市4町で組織する廃棄物処理広域化推進協議会が、大空町内の焼却施設建設予定地での生活環境影響調査を実施することとしたため、その費用に係る負担金として次の経費を追加補正するものであります。

追加補正の内容としましては、斜網地区廃棄物処理広域化推進協議会に対する負担金225万5,000円を計上するものでございます。

2の補正額の歳出予算は記載のとおりで、財源は全額一般財源となっております。

3の調査概要の調査項目としましては、焼却施設の建設予定地において、冬季間の大気質調査及び地上気象調査で、全体事業費536万8,000円、網走市の負担割合は42%となっております。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

○古都宣裕委員 大気質調査、地上気象調査というふうに書かれているんですけども、具体的にもう少しどんな調査をして、どんな影響具合を調べるのかというのを教えていただけますか。

○田中正幸生活環境課参事 今回予定している調査についてですが、大気質調査については、二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、水銀、ダイオキシン類、塩化水素、地上気象としましては、風向、風速、日射、放射、気温、湿度となっております。

これらの現況を把握した上で、施設の設置による

影響を予測しまして、その結果を分析することにより、その地域の生活環境の状況に応じた適切な環境保全対策等を検討するために行われるものであります。

○古都宣裕委員 また地上気象調査っていうのは、多分、現地の冬の状況を把握するものという意味でわかるんですけども、この大気質調査って何だろう、燃やした状態でもない中でダイオキシンの現状とか知ることが、どんな意味があるのかなという、よくわからないんですけども、その辺もう少し詳しく教えてください。

○田中正幸生活環境課参事 現況調査をして現況を把握することですね、施設が稼働した後の状況がどうなるかっていうのを予測するために実施するものであります。

○古都宣裕委員 ちょっとよくわからないんですけども、ダイオキシンは、基本的に僕の中では何か燃やしたりしたときに出るものかなというのがあって、今、違法的にどこかで燃やさない限りはそんなに出るようなものでもないと思うんですよ、水銀とかももしかりなんですけれども、不法投棄とかがない限りは。

その辺に予定地にあるものではないんじゃないかなと思うんですけども、それを今調査してありませんよって確定した上で、もし、今の予定地に造った後に何かあったときに数値を比べるために調査するということですか。

○田中正幸生活環境課参事 委員おっしゃるとおりでございます。

まず、現況を調べて有害物質がどのような状況にあるかということを中心に現在稼働している施設ではなくてですね、現況と施設稼働後の予測をするために現況の大気質調査をするということになります。

○古都宣裕委員 まあ、いいです。わかりました。

○永本浩子委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではほかに質疑ございますか。

○金兵智則委員 僕はよくわからなかったのだけれども、そもそもまずお伺いしたいのは、「生活環境影響調査を協議会の中で実施することにしたため」というふうに書いていますけれども、これはもともと予定をされてなかったけれども、その協議会の中で話し合いが行われた結果、これをするようになったということなんですかね。

○田中正幸生活環境課参事 この調査ですね、もともと今年度は予定していなかったんですが、協議会の中でですね、調査自体、これは1年間やらなきゃいけないんですけども、今後ですね、資材の確保ですとか、あと実際に施設整備が始まったときの人員の確保等ですね、最大限工期が取れるように発注……。

○永本浩子委員長 田中参事、もう少しマイクを近づけていただいてはつきりとお答え願います。

○田中正幸生活環境課参事 今回の調査ですね、もともと今年度予定はしていなかったんですが、工期をなるべく長く取りたいということで、今年度できる冬期間調査を先行して実施するということになりました。

○金兵智則委員 今年度行う予定ではなかったということは、この先にもしかしてやる予定だったものを前倒しにしてやるっていう意味なんですかね。そういう今御説明だったのでしょうか。

○田中正幸生活環境課参事 一部を前倒しで今年度実施をするということでございます。

○金兵智則委員 予定されていた調査の一部を前倒ししようということが協議会で、話し合いで決まったということなんですね。

はい、わかりました。

改めてなんですけれども、これ負担割合42%なのはどういう計算からでしたっけ。

○田中正幸生活環境課参事 施設で処理する令和10年度のごみ量の予測をしております、現時点で網走市の施設で処理するごみの量が全体の42%ということで、この割合となっております。

○金兵智則委員 はい、わかりました。

そこで改めて、さっきの調査の話なんですけれども、焼却施設建設予定地っていうのが、たしか今の焼却施設がある場所の近辺だったかな、を予定しているという御説明があったと思うので、今の施設を使っている状況を調査した上で、何でしたっけ、調査結果から予測を立てるための調査なのですか。

○田中正幸生活環境課参事 現在ですね、施設がある近くですね、が、次期焼却施設の予定地となっております、そこの状況を調べるということでございます。

○金兵智則委員 はい、わかりました。

なので、その調査することによって、どんな施設にするかということを決めていくっていうためのものですか。

さっき資材云々という話もあったんですけども、結局どういうことなんですか。

○田中正幸生活環境課参事 調査の目的ですが、現況の状況ですね、大気質等を調べまして、今後新しい施設が稼働したときに、どういう影響があるかということ予測するために現況調査を実施するものであります。

○金兵智則委員 ごめんなさい、どうにもパッとよくわかりませんが、どうあれしたらいいですかね、どう理解したらいいですか、ちょっとごめんなさい、わかりません。

○近藤賢生活環境課長 生活環境影響調査なんですけど、ごみ処理施設を設置する際に法律で廃棄物処理法のほうで義務づけられておまして、施設を設置する前には現況を把握する、そして施設を設置した後の稼働後の状況を予測して、その比較をする。そういった形で公害防止対策の観点も含めた調査をすることが必要なので、生活環境影響調査、1年間、本当の大きな風車とか風力発電とか造ると大きなアセスになるんですけども、廃棄物処理法に義務づけられた、生活環境影響調査が義務づけられておますので、まずはこの冬期間の現況把握を前倒して実施するという形です。

生活環境調査自体は1年間を通してやる必要がありますので、次年度はまた足りない分の調査をする必要が出てきます。

○金兵智則委員 ということは、本当は来年度か何かスタートする予定だったものを、冬期間にスタートすることによって、そこから1年間という調査になったっていうための、一部前倒しているのはそういう意味だったということなんですかね。

○近藤賢生活環境課長 そういう形で一部を冬期間できるものを前倒して実施するという内容でございます。

○金兵智則委員 大方わかりました。

先ほどの中で多分工期を長く取りたいという話もあったんですけども、これが順調にいつて令和9年度でしたかね、の完成を目指すというような話だったんですけども、それが遅れないようにするためのものなのかなというふうに考えるんですけども、それはそういう考え方で間違いはないですか。

○近藤賢生活環境課長 時間をなるべく取れるように、供用をなるべく早くするように、できるものは先に進めたいという考えでございます。

○金兵智則委員 なるべく供用を、完成を早めるものなら早めたいということで協議会の中で話がされたということですかね。

僕はあまり協議会の話、説明を最近されていないので、どういった状況なのかいま一つよくわからないんですよ。

その中でこの補正予算がぼんと出てきているので、何かもし、状況を簡単に説明できることがあれば、もし、説明していただけたらなと思うんですが、どうですか。

別の機会であらうならそれはそれで構わないです、今回補正予算なので。

ただ、状況がちょっとつかめないところも多々あるなというふうに思います。

○永本浩子委員長 暫時休憩いたします。

午前10時17分休憩

午前10時19分再開

○永本浩子委員長 再開いたします。

金兵委員の質問に対する答弁から。

○近藤賢生活環境課長 工事関係なんですけど、最近の状況を見ますと、人の確保、資材の確保などで時間がかかっている状況があります。

そういった内容について、1市4町の担当で話し合いをしたところですね、少しでも早くできる調査は早く始めて、なるべく期間を確保できるように進めていきたいということで、今回この生活環境影響調査を補正で上げさせていただいたところです。

協議会で今現在話し合っている内容については、改めて説明する場を設けさせていただきたいというふうに考えております。

○金兵智則委員 はい、わかりました。

これまで、この廃棄物の関係で、委員会の中で所管事務調査としていろいろ、前期ですね、やってきた中で、最近あまりそういう話がないなというふうに思っていた中で、補正がぼんと上がってきたので、影響調査を建設予定地であるということは、ここに絞って今進んでいるんだとも思うんですよ。

予定地、ここでっていう話は聞いていましたけれども、そこで決まった、予定地なので決まったとは言えないんでしょうけれども、ここでも流れていくということは、もうこの補正予算を通した段階で僕らも了承みたいな感じになってしまうので、もうちょっと丁寧な説明があってもよかったのかなというふうに思いますけれども、今後は少し、1市4町も絡んでいるので言えることと言えないことがあるの

かもしれないですけども、これまで以上に丁寧な説明が必要だと思うんですけども、いかがですか。

○近藤賢生活環境課長 先ほども申し上げましたが、改めて報告する場を設けさせていただきますので、そのときはよろしく願いいたします。

○金兵智則委員 改めてでもいいので説明してくださいとお願いしたのは僕なので、それはもちろんやっていただきたいんですけども、今後はこれまでに以上に丁寧に議会ともやっていきませんか、部長、どうですか。

○田邊雄三市民環境部長 1市4町での話し合いにつきましては継続して行っておりまして、議会のほうにも都度、御報告ということは考えておりますけれども、今現在ちょっとお話できるタイミングが、そのタイミングが今こちらではないという判断をしておりましたので、今回こうして予算を出したわけではありますけれども、この予定地につきまして大空町でもちょっと今議論もしているところですので、そこが固まってからというところで考えておりましたので、ちょっと同時並行的になっておりますけれども、今、そういった状況でありますので、改めて進捗状況、今後の見通し、先ほどの工事関係、この工事に限ったことではなくて、あらゆる工事が今延びているですか資材が高騰しているという状況にありますので、今そういったところも精査をして検討しておりますので、改めて状況については御報告をさせていただきたいと思っております。

○金兵智則委員 はい、わかりました。

委員長にも改めてお願いしたいなというふうに思います。

以上です。

○永本浩子委員長 それではほかに質疑ございますか。

○古都宣裕委員 やり取りの中で資材という言葉が結構出てきていたんですけども、僕は普通に調査するんだなと考えていたんですけども、この調査自体は何か建設をして、1年間データを取るための何か簡易的な小屋みたいな、その簡易的なものを造った上で調査するようなやつなんですか、どういった調査になるんですか。

○田中正幸生活環境課参事 調査方法についてですけども、観測用の機材を、その調査期間設置して行います。

気温ですとか、湿度、それから日射、放射といっ

た観測機器を現地に設置して観測を行うものです。

資材というのは、この調査とは関係ないです。

○古都宣裕委員 あと、大空町でも何かまだ固まってないっていうお話があった中で、本当に乱暴だなと感じますね。

だからこの状態では、僕は申し訳ないけれども、場所ありきも不透明ですし、予算を通した上で大空町がどういう反応するかもわからない中で、急に予算だけ出されても私は困ると思うので、この予算については私はちょっと疑問符がつきますね。

もっと丁寧な説明とかそういったものがない中で、通るかもしれないけれども、ちょっと大空町もちょっとまだ話し合いをしているのでわかりませんでは、ちょっと予算の根拠としては、私はちょっと納得できない点があるんですけども、なぜ今回そんなに焦って上げなきゃいけないんですかね。

まだ大空町もまとまってないってお話をしていましたよね、場所について。

○永本浩子委員長 暫時休憩いたします。

午前10時25分休憩

午前10時29分再開

○永本浩子委員長 再開いたします。

それでは、古都委員の質疑に対する答弁から。

○田邊雄三市民環境部長 現在、大空町のほうで予定地としているところにつきましては、エリアとしてはちょっと少し大きなところを予定地として、その中のどこのところに建設をやるかっていう決定が中心になって検討が進められているところです。

ですから、エリアの中は一緒でありますので、今回の調査が、そこが変わったとしても、その中での話でありますので、調査自体は有効になるというふうに考えておまして、その予定地につきましては1市4町の議会の中でも御説明をして、共通の理解を得ているという認識で、今回予算についても計上したところであります。

○古都宣裕委員 補正の内容としては理解しました。

ただ、場所ありきみたいな形のところはちょっと理解ができないので、それは改めて説明する機会があるということなので、そのときに質疑させていただきたいと思います。

終わります。

○永本浩子委員長 ほかに質疑はございますか。

○栗田政男委員 ちょっといづいんですよ、この案件。

というのは、やはり場所がはっきりしていない中で、その場所の調査をするっていうのが、我々としてもちょっとね、じゃあもっとやり方があるのかなっていうふうに思うし、当初ずっとこの案件というのは、場所はほぼ決定した話で進んできた話ではないかって私は思っています。

その中でどういう協力体制をつくっていくのか、言いにくい部分が多分、理事者側にはあるのかもしれないけれども。

ごみの問題は今喫緊の課題で遅れることによって網走は危機的になっちゃうんだよね。

満杯状態に近い状況が今あるんですから、もうちょっとスピーディーに、きちんと我々にも情報をしっかり提供して、場所はここで進めていきますよということをやっぱり明言していかないと、この案件というのは、なんかオブラートに包みながら、予算だけ先に執行して調査しますよ、場所はまだわかりませんみたいな話で進んで本当にいいのかなっていう気がするのですが、改めてその辺についての見解、これは立場のある人に言っていただいても構いませんが、原課でね、課長が言えることっていうのは限られるでしょうけれども、部長なり副市長がどういう方向で考えているというのは、はっきり明言しろって言うわけにいかないし、議会の性質上、予算がつかない限りは採決していないわけですから、そういうことを考えるともうちょっと急いでやらないと間に合わなくなるような心配をしているんですが、どうでしょうか。

○田邊雄三市民環境部長 候補地の関係につきましては、1市4町のほうで検討というか、候補地の町が一番になるわけでありましてけれども、そこでは予定地ということで当初から調整をしていただいているところでもあります。

そこは、その町の議論を待たなくちゃいけないというところがありますけれども、あそこが大きくずれるというところは、そういう認識はどの町も持っておりませんし、当の大空町につきましてもそういうことは言うておりませんので、予定地の中で決定をする、今手続を踏んでおりますので、予定地とは言っておりますけれども、そこがずれるという認識はございませんので、そういったところでちょっと言い方もあれなんですけれども、そこで進んでいくことを前提に我々は進んでいかないと、先ほど委員がおっしゃったとおり最終処分場の関係もありますので、そういったところでこの計画を進めていく

ということは各町にとって必要なことでありますので、そこはやっていきたいと思っておりますし、その辺の状況につきましても今後御説明をしていきたいと思っております。

○栗田政男委員 そういうことをある程度方向性を示していただいて。

誤解しないでほしいんですが、私は当初から推進派ですから、この問題は広域でしっかり取り組んでやってほしいという、直接私、委員会にいなかったもので、その当時は委員会の中でオフィシャルな話をしていませんけれども、いろいろな一般質問等では推進して、しっかりと進んでほしいと。

なぜかというやはり網走のごみ問題は待たなしですよ。現場を何度も、私もプライベートで行かせていただいて、おいおい大丈夫か、もつかなっていうのを本当に心配しております。

焼却が間に合わなければどこかに運んで焼却という方法を取らざるを得ない。多大なる費用も発生する。それが全部市民負担につながるんです。

そういうことを考えると、この問題は本当に今までの経過は別にして、いろいろ問題があったことは、事実は事実として確認しながら、なおかつ前に進む、急いでスピーディーな議論を進めてください。市民みんな心配していますから。ごみ問題というのはみんなの問題ですから。ぜひともスピーディーな対応をお願いしたいと思います。

○永本浩子委員長 答弁は必要ですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○村椿敏章委員 私は、栗田委員とはまた違う方向でお話しさせてほしいんですが、広域化ありきで進んでいったというところで、要は受け入れる側のほうで、ここに処分場を造っていいのかどうなのか、そこもはっきりしていないままでね、広域化で進んでいったというところが問題だったんじゃないのかなと思うんですけれども、実際に受け入れる地域としては、やっぱり反対の声が上がっているっていうことなんですか。

○田邊雄三市民環境部長 ごみ処理の広域化というのは、国のほうで今後の人口減少ですとか人手の確保、そういったところで進めるべきものとして、各都道府県に通知が発出され、北海道につきましては北海道がブロック分けをして、その中で検討するよということ、それが交付金の要件にも現在なっているところでもありますので、広域化は国の方針でもありますので、そういった中でやっているという

ところでございます。

あと、大空町の候補地につきましては、各町がそれぞれ中間処理施設の更新、そういったところの課題を抱えたところで、大空町の焼却施設の更新も同じ期間にあることから、検討が進められていたところでもありますので、そこを第一に候補地として検討していくというところで1市4町が確認をしたというところでもありますので、そういったところで住民の声が取れてないとかということではなくて、大空の計画の中でやっているところに1市4町もそこに協力をしていくということで今やっているところで

○村椿敏章委員 ただ、今までの大空町の更新でいえば、大空町だけのごみの更新で考えていたわけですから、それが広域化で何倍も膨らむようなごみをそこで処分しなきゃいけない。

そこにはやっぱり、何で大空町に持っていかなきゃいけないんだという、そういう議論が出てくると思うんですけども、ですから、そういう議論もあるんですかということを知りたいんですけども、どうでしょうか。

○永本浩子委員長 暫時休憩いたします。

午前10時37分休憩

午前10時41分再開

○永本浩子委員長 再開いたします。

それでは村椿委員の質疑に対する答弁から。

○田邊雄三市民環境部長 1市4町で進めています協議会の中で、各町に関わることにつきましては、各町の担当者が各町において対応していくということになっております。

○村椿敏章委員 理解しました。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

○古都宣裕委員 先ほど私は疑義があるというふう申し述べましたが、場所ありきで進めることに私は憤りを感じますので、この補正、廃棄物広域化推進協議会負担金については反対いたします。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

それでは、ちょっとここで、先ほど金兵委員のほうから提案がありました、このごみ処理事業について閉会中所管事務調査として今後取り扱っていくということで、皆さん異議はございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

それでは質疑がないようですので、議案第1号令和5年度網走市一般会計補正予算中、市民環境部関

係分につきましては、コミュニティーセンター修繕事業については全会一致、ごみ処理事業、廃棄物処理広域化推進協議会負担金については、大方の賛成により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○永本浩子委員長 それでは、次に、議案第2号令和5年度網走市国民健康保険特別会計補正予算中、国民健康保険事業、準備基金積立金、過年度交付金等返還金について、一括して説明を求めます。

○渡邊眞知子戸籍保険課長 議案資料1号、24ページを御覧ください。

令和5年度国民健康保険特別会計補正予算、国民健康保険事業、準備基金積立金及び過年度交付金等返還金について御説明いたします。

補正の理由及び内容でございますが、前年度繰越金及び過年度交付金等返還金の確定に伴い、次の経費を追加補正するものであります。

1点目は、前年度繰越金のうち、令和4年度国民健康保険特別会計の決算剰余金として1,171万6,000円を国民健康保険事業準備基金に積み立ていたします。

2点目は、過年度交付金等の確定に伴い、その超過分の交付金104万3,000円を返還するもので、合計で1,275万9,000円を増額補正するものであります。

次に、補正額であります。歳出予算における補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、(1)の歳出予算の表に記載のとおりで、補正額の財源内訳はいずれの事業も全額繰越金でございます。

(2)歳入予算につきましては表のとおりです。

以上で説明を終わります。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なきようですので次に進みます。

○永本浩子委員長 次に、議案第2号中、一般被保険者医療給付費分について説明を求めます。

○渡邊眞知子戸籍保険課長 議案資料25ページを御覧ください。

令和5年度国民健康保険特別会計補正予算、一般被保険者医療給付費分について御説明いたします。

補正の理由及び内容でございますが、出産育児一時金が引き上げられることに伴い、国民健康保険事

業運営の安定化を図るため、令和5年度に限り国から臨時の補助金が交付されることから、その財源を補正するものです。

補助額は、出産育児一時金の支給1件当たり5,000円となっております。

次に、2. 補正額、(1) 歳出予算でございますが、昨年度の出産育児一時金の交付件数16件と同程度と見込み、8万円を国民健康保険料から国庫補助金に財源補正するものであります。

(2) の歳入予算につきましては表に記載のとおりです。

以上で説明を終わります。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

それではお諮りいたします。

議案第2号令和5年度網走市国民健康保険特別会計補正予算については、全会一致により、原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

そのように決定いたしました。

○永本浩子委員長 次に、議案第4号令和5年度網走市後期高齢者医療特別会計補正予算について、一括して説明を求めます。

○渡邊眞知子戸籍保険課長 議案資料28ページを御覧ください。

令和5年度後期高齢者医療特別会計補正予算、後期高齢者医療広域連合保険料等納付金について御説明いたします。

補正の理由及び内容でございますが、前年度繰越金及び後期高齢者医療広域連合保険料等納付金の確定に伴い、後期高齢者医療広域連合納付金として44万1,000円を納付するため、追加補正するものであります。

財源となっている後期高齢者医療事業基金及び前年度繰越金は、前年度出納閉鎖期間に納入された保険料であり、後期高齢者医療広域連合へ納付するものであります。

次に補正額でございますが、歳出予算における補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、

(1) の歳出予算の表に記載のとおりで、財源は基金繰入金20万円、繰越金24万1,000円となっております。

(2) 歳入予算につきましては表のとおりであります。

以上で説明を終わります。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

それではお諮りいたします。

議案第4号令和5年度網走市後期高齢者医療特別会計補正予算については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

それではお諮りいたします。

そのように決定いたしました。

ここで理事者入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時49分休憩

午前10時50分再開

○永本浩子委員長 それでは再開いたします。

次に、議案第1号令和5年度網走市一般会計補正予算中、障がい者福祉推進事業、ふれあい活動センター修繕事業の説明を求めます。

○清杉利明社会福祉課長 議案資料19ページを御願います。

令和5年度一般会計障がい者福祉費、ふれあい活動センター修繕事業の補正予算につきまして御説明いたします。

1の補正の理由及び内容でございますが、網走市ふれあい活動センターにつきましては、昭和52年に建築されましたNTT東日本のラインマンセンターを平成17年に市が購入し、同年より障がい者を対象とする地域活動支援センターなどに活用している施設でございます。

本施設につきましては、令和2年度に施設の老朽化に伴う屋根などの改修及び屋外排水設備などの大規模な改修を行っておりますが、その後、地域活動支援センターの二つの事業所が活用しております部屋の床カーペットにつきまして、経年劣化によるつなぎ面の剥がれ、めくれなどが複数箇所発生し、利用に当たっての危険性が高まっていることから、カーペットの全面的な張替えを行うものでございます。

張替え面積につきましては230平米となります。

事業費につきましては、カーペットの全面張替えの修繕費で172万7,000円を追加補正するものでございます。

2の補正額でございますが、歳出予算における補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、歳出予算に記載のとおりとなりまして、事業費172万7,000円の財源内訳は全額一般財源となります。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

○古都宣裕委員 内容についてはわかりました。

特段反対するものではないんですけれども、ただ1点、せっかく床の修繕ということで、多分カーペット等を変えようと思うんですけれども、利用者に合ったような形、例えばクッションフロアですとかそういったものが近年ありますけれども、こういったものを導入するような予定になっていますか。

○清杉利明社会福祉課長 クッションフロアということではなくて、今現在じゅうたんのようなカーペットを引いておりますが、それに代わるようなものを考えております。

○古都宣裕委員 利用の仕方等もあると思うんですけれども、例えばそういったカーペットだと、水とか液体類をこぼしても清掃がやりやすかったりとかもあると思うんですよね。そういった中で一番はまず利用する方々が一番使いやすいような形、せっかく変えるのであればそういったものを導入していただきたいと思うんですけれどもいかがでしょう。

○清杉利明社会福祉課長 張替えする施設につきましては、利用者が障がい者ということで、特に、足に不自由を感じているような方であれば引きずるような場合もございますし、そういうことで毛並みは短い物で、そういう清掃等にもですね、考慮して張替えをしたいというふうには考えております。

○古都宣裕委員 そういった形で利用者が一番いい形のものを入れてあげていただければと思います。

以上です。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございませんか。

○金兵智則委員 これ、経年劣化でということで補正予算だったんですけれども、これ昭和52年ですから46年前の建物になると思うんですけれども、計画的に修繕をしていくといったような考え方はなかったんですかね。

○清杉利明社会福祉課長 令和2年度のときには施設の長寿命化ということも考えて、屋根ですとか、排水設備等は大規模な改修を行っておりまして、それまでも小規模な修繕は毎年行ってきているんですが、今後ですね、引き続き施設としては利用し

ていく予定でおりますので、大規模な修繕が必要になってくれば計画的に修繕をしていきたいというふうには考えております。

○金兵智則委員 御説明は何となくわかります。

カーペットが急に、ここに来て危ないってなったわけじゃなくて、経年劣化ですからね、徐々に徐々に駄目になってきていた中でもう我慢ができないから今補正なんだと思うんですけれども、こういうのも当初予算から計画的にやっていったほうがいいんじゃないのかなと。我慢させるところまでさせておいて、もう駄目だからといって補正をつけてきたんですね、これ。当初予算、補正前の額ゼロ円ですからね。そういうことじゃなくて、大規模な工事はおっしゃるとおりなのかもしれないですけれども、こういう工事ですらやっぱり徐々に徐々にやっていかないともう46年たっている建物の中で、その考え方ではまずいんじゃないんですかっていうふうに言っているんですけれども、どうですか。

○清杉利明社会福祉課長 毎年ですね、予算編成時期前には各利用団体からですね、修繕等の要望も聞き取りをしている中で、令和5年度の予算編成時期についてはですね、床カーペットの要望が上がっていなかったということです。

その中で、今までもはがれとかってというのは発生してきていたわけですが、応急的にテープ等で修繕をしたりですね、いろいろと少しのり付けしたりということやってきたんですが、ここに来てですね、大規模な修繕のときからもう3年がたちまして、はがれですとか、めくれ、それから凸凹ですねってというのが目立ってきたってことで、利用者もつまずくとかっていう恐れも高まってきていてってことで、今回補正を上げさせていただきました。

○金兵智則委員 この補正に対して反対をしているわけではないんですけれども、経年劣化というふうな御説明だったので、時間を経てきて劣化をしている結果が、ここに来てぱつんと急になってないということは今の説明だったんですね。

応急的にやってきてもらった中で、ここまで使ってきていたっていうのであれば、こういうことも視野に入れ、修繕の要望は入ってなかったと言っていますけれども、古い施設なので定期的に見て回るだとか、それは市の側もしてあげてほしいなというふう思うんですけれどもいかがですか。

○清杉利明社会福祉課長 予算編成時期前にはです

ね、定期的にですね、施設等も見て回って、修繕の箇所がないかっていう点でもですね、含めて点検はしていきたいというふうに思います。

○金兵智則委員 ところでなんですけれども、これ床カーペット、今まで使っていたところに、きれいにもう1回張り直すんだと思うんですけれども、これ、床カーペットにしておかなきゃいけないものなんですか。

あそこの施設で多分土足で入っていけるところだったと思うんですけれども、床カーペットじゃなきゃいけない理由とかがあって何かあるんですか。

○清杉利明社会福祉課長 今回張替えます部屋につきましては、障がい者の地域活動支援センターとして事業所を構えている施設でございます、カーペットを敷いている部分につきましては、土足ではなくて靴を脱いで、裸足とか靴下を履いている方もおりますが、靴を脱いで利用している部分になります。

○金兵智則委員 お部屋の中ということなんですか。

はい、わかりました。

さっきの計画的な修繕っていうことをやっぱり考えてもらいたいなというところがあって、あそこの施設に上がっていく階段のところですか、それこそ駐車場なんかすごい状況で、ぼこぼこな状況になっていますので、そういうことも含めて、今、先ほどの答弁の中では今後も使っていくって言っていましたので、その辺のことを今後は計画的に、駐車場も含めてやっていっていただきたいなというふうに思いますけれども、最後にどうですか。

○清杉利明社会福祉課長 けがとかですね、そういう部分が発生するような可能性がある場合については、点検をした中でですね、計画的に修繕を進めていきたいというふうに思います。

○金兵智則委員 わかりました。

○永本浩子委員長 それではほかに質疑ございますか。

○里見哲也委員 今の金兵委員のお話とちょっと重複する部分がありますけれども、私は去年まで10年ぐらい、あそこの施設の中の消費者相談の部屋にいました。

重複するっていうのは、あそこは複数の団体が時間帯もちょっと異なる中で運営されている全体の建物ですから、ぜひですね、それぞれみんな遠慮して言えない部分ってあると思うんです。ですが、今、

金兵委員が言われたように、ぜひ市のほうでちょっと点検をする中で言いづらくて言っていないのか、それとも遠慮しているのか、それとも理由はわからないんですけれども、こうやって補正で出てくるような内容が実際にあるのであれば、やはりちょっと気に止めてあげていただきたいというふうな要望になります。今後の方向性についてはその辺いかがでしょうか。

○清杉利明社会福祉課長 先ほども答弁させていただきましたが、予算編成時期前にはですね、各団体から聞き取りするなり、また点検をするなりしてですね、修繕のほうは必要と思われる部分については検討していきたいというふうに思います。

○里見哲也委員 はい、わかりました。

ぜひよろしく願いいたします。

○永本浩子委員長 里見委員、発言の際は手を挙げて発言願います。

○里見哲也委員 失礼しました。

ぜひ今後そのようにお取り計らいをお願いいたします。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので次に進みます。

次に、議案第1号中、公的病院等支援事業、網走厚生病院脳神経外科運営支援事業について説明を求めます。

○本橋洋樹健康推進課長 議案資料20ページを御覧願います。

令和5年度一般会計保健衛生総務費、網走厚生病院脳神経外科運営支援事業の補正予算につきまして御説明いたします。

1の補正の理由及び内容であります。地域医療の充実と住民の安心安全の確保を目的といたしまして、斜網地域における脳血管疾患に係る医療体制を維持するために行う、網走厚生病院脳神経外科に対する令和4年度分の運営支援の額が確定したため、かかる経費を追加補正するものであります。

令和4年度の網走厚生病院脳神経外科の収支におきましては、5,803万8,533円の損失が生じておりますが、前年度との比較で423万8,159円の減少となっており、その要因といたしましては院外処方移行により薬品費が減少したことが挙げられます。

損失額につきましては、令和元年11月に締結した覚書に基づき、斜網地域1市4町が分担により支援することとしており、当市の負担額は3,618万8,533

円となります。

2の補正額であります。歳出予算における補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、

(1) 歳出予算に記載のとおりとなり、補正額3,618万9,000円の財源の内訳につきましては基金繰入金となります。

歳入予算における補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、(2)の歳入予算の記載のとおりとなります。

以上で説明を終わります。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

○古都宣裕委員 すみません、これ自体別に反対するものではないんですけれども、1市4町それぞれの負担割合というのは、どういうふうに決められて、どういうふうになっているのかというのが知りたくて、人口割なのか、それとも実質の利用状況を見て利用率で見ているのか、その辺の説明をお願いします。

○本橋洋樹健康推進課長 現在の負担割合なんですけれども、網走市の実質負担割合は62.3%、斜里町が15.8%、清里町が6.6%、小清水町が6.9%、大空町が8.4%で、率なんですけれども、現在の負担率なんです。網走脳神経外科リハビリテーション病院の搬送実績、平成28年から30年の搬送実績に基づき、運営に伴う収支は1市4町で負担割合を決めて、その額で今回負担額を決定しております。

○古都宣裕委員 利用状況を鑑みて、その負担率が決まるという形っていう説明でよろしいでしょうか。

○本橋洋樹健康推進課長 今後なんですけれども、負担割合の見直しということで、直近の脳神経疾患に係る搬送状況などを参考として一応3年ごとに見直すこととしております。

厚生病院脳神経外科開設が令和元年度でありましたので、損失負担も今年度で4年目となり、本来であれば見直しを行うべきところなんですけれども、損失負担初年度が脳外科開設から3か月であったということもあり、数年で対する損失負担が今年度で3年目ということになりますので、今後ですけれども、今年度に関して1市4町で協議をした結果、負担割合は従来どおり見直しは行わずということで合意したところであり、次年度に向けて見直しの協議を行っていくというふうに進めます。

今後ですけれども、直近の脳神経外科に係る搬送

実績を基に負担割合を決めております。

○永本浩子委員長 それではほかに質疑ございますか。

○金兵智則委員 令和4年度も令和3年度から比べれば減少したということで、薬品費ですね、院外処方による、これちなみに、去年も同じことを言っていたんですけれども、院外処方が始まったのはいつからでしたっけ。

○本橋洋樹健康推進課長 薬局の院外処方が始まったのは令和3年11月からになります。

○金兵智則委員 そしたら令和3年11月ですから、令和3年度の途中からの部分プラス今年度も薬品費が減少したということですね。

患者さんの数が減ったっていうわけじゃないのかなと思うんですけれども、実績をお伺いしたいというふうに思います。

○本橋洋樹健康推進課長 患者数についてですけれども、入院患者は令和3年度は399人、令和4年度は351人で48人減少しております。

外来の患者数ですけれども、令和3年度が2,770人、令和4年度が3,294人、こちらは524人増加しております。

また救急搬送につきましては令和3年度が351件、令和4年度が365件の搬送がございまして14件増加しております。

手術の患者につきましては、令和4年度が92件となりまして、令和3年度と比べると33人ほど減少している状態です。

○金兵智則委員 外来のほうが増えて、救急も若干増えているけれども、オペ件数は減っているというのは、オペ適用の患者さんが少なかったのか、何らかの事情で手術が行えないようなことがあったのか、その辺って何か把握されていたりしますか。

○本橋洋樹健康推進課長 手術件数に関しまして、若干あれですけれども、中身についてはちょっと把握はしておりません。

○金兵智則委員 重症の患者さん、オペ適用になるような患者さんが少なかったということに期待したいなというふうに思うんですけれども、オペ件数が減ると医療費が減るんでね、単純計算で、薬品費ばかりではなくて、オペ件数が減ったことによる影響もちょっとあるのかなというのが見えてきたのかなというふうに思うんですけれども、オペが、その辺詳細もね、今後わかってればより分析もしやすいというか、今後の健康のほうの、予防医療ですか

ね、予防医療のほうの対応にも役立てているのかなというふうに思いますので、その辺ちょっと意識していただけたらなというふうには思います。

以上です。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは次に、議案第1号中、健康診査事業について説明を求めます。

○本橋洋樹健康推進課長 議案資料21ページを御覧願います。

令和5年度一般会計健康管理費、健康診査事業の補正予算につきまして御説明いたします。

1の補正の理由及び内容であります。国が進める地方公共団体の基幹業務システムの統一、標準化に伴う健康管理システムのフィットアンドギャップ業務について、国庫補助金の交付決定を受けたため財源補正をするものであります。

2の補正額についてですが、歳出予算における財源内訳につきましては、(1)歳出予算に記載のとおり、交付を受ける国庫補助金100万3,000円を財源充当し、同額を一般財源から減額するものです。

歳入予算における科目ごとの補正前の額、補正額、補正後の額につきましては(2)の歳入予算に記載のとおりとなります。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第1号令和5年度網走市一般会計補正予算中、福祉部関係については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

次に、議案第1号令和5年度網走市一般会計補正予算中、新型コロナウイルスワクチン接種事業について説明を求めます。

○阿部昌和新型コロナウイルスワクチン接種推進室 参事 議案資料の22ページを御覧ください。

令和5年度一般会計健康管理費、新型コロナウイルスワクチン接種事業の補正予算について御説明いたします。

1の補正の理由及び内容であります。令和5年

秋開始接種として、国の負担金及び補助金を活用し、生後6か月以上の全ての方を対象とする新型コロナウイルスワクチン接種を実施するため、ワクチン接種に係る報酬、委託料など、所要の経費7,711万1,000円を追加補正するものであります。

接種方法につきましては、これまでと同様、医療機関及び医療従事者に御協力をいただき、個別接種、集団接種、巡回接種により対応することとし、接種対象は、初回接種を終了した生後6か月以上の全ての方2万6,954人を見込んでおります。

2の補正額であります。歳出予算における補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、

(1)歳出予算に記載のとおりとなり、財源内訳は、国庫負担金3,784万6,000円と国庫補助金3,926万5,000円となります。

歳入予算における補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、(2)歳入予算の額のとおりとなります。

説明は以上です。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

○古都宣裕委員 ちょっと今回のやつ、国が全額見るというところで、特段予算自体を反対するものではないんですけども、網走市の接種率の表を見たときにですね、4回目、5回目のやつが市役所のページで公開されているんですけども、5回目のやつがちょっとよくわからなくて、どのぐらい打っているのかなと見たときに、5回目接種率っていうのが最新で、3月27日終了現在で90.3%となっていて、1万1,247名、4回目との対比みたいなもので90.3となっているんですけども、4回目が1万9,659名に対して8,000人ぐらい減っていて、この90%、この従来型ワクチン接種数の対比みたいな書いているんですけども、これよくわからないんですけども、どういう数字になっているんですかね。

○永本浩子委員長 暫時休憩いたします。

午前11時17分休憩

午前11時30分再開

○永本浩子委員長 それでは再開いたします。

休憩前に引き続きまして、古都委員の質疑に対する答弁から。

○阿部昌和新型コロナウイルスワクチン接種推進室 参事 先ほど御質問のありました、網走市のホームページに載っている、接種状況についてなんですけ

れども、基本的に前回接種との対比ということで載せておりますが、接種率につきましては、改めて精査させていただきたいと思っております。

○永本浩子委員長 よろしいですか。

○古都宣裕委員 聞きたいところはそのではないんですけども、全体的に、その多分割合というよりも数字を見ると1万1,247件ということで、打っているのは大体、今現時点も打ち続けているのが市民の3分の1程度なのかなというふうに思います。

そこでですね、今現状を伺っていると、結構集団接種しているところだと結構人がガラガラだったりというお話が聞こえてくるんですね。

実際に会計年度任用職員に座っているだけでお金になったよみたいな話も聞こえてきたりとかしている中で、果たしてここまで来て、今、この中で集団接種会場まで使って、人件費を使って必要なのかなという部分がちょっと疑問で、今どんな現状になっていますか。

○阿部昌和新型コロナウイルスワクチン接種推進室 参事 集団接種等につきましては、春の接種状況といたしましても8割を超えている状況でございますので、網走市としては集団接種等を引き続き続けて、今回の接種につきましても集団接種を続けていって、高齢者等の接種率の向上とかですね、接種率を確保していきたいと考えております。

○古都宣裕委員 集団接種が8割を超えていると、悪い良いで言われてもちょっとよくわかんなくて、今の1万1,000何ぼ、5回目を打っている、3回目とか、2回目、余り、今時期にやっとなら2回目とかという人もなかなかいないかもしれないですけども、5回目だけを見て1万1,247の8割というのは、8,000人以上の方が集団接種でやっているというような状況なんですか。

何が8割なのかわかんないですけども。

○阿部昌和新型コロナウイルスワクチン接種推進室 参事 65歳以上の高齢者の接種ということになります。

○古都宣裕委員 65歳以上、市の数値を見る限りは打っている方、現在もほとんどは65歳、60代以上の方が打っている人がメインなのかなと思いますけれども、そのうちの8割が医療機関ではなくて集団接種だということですか。

○阿部昌和新型コロナウイルスワクチン接種推進室 参事 集団接種のみではなくてですね、高齢者が集

団接種、医療機関における個別接種、施設等による巡回接種、全ての接種方法を合計して8,000人程度接種しているということです。

○古都宣裕委員 別に訪問接種とか、そういった部分ではわかるんです。

60代以上の方がよく打っているっていうのも、市が出しているデータを見ればわかるんですけども、私が問うているのは、これ見ると会場費とかが結構かかっている部分があるので、そうした部分でそこまでかけてやるほど集団接種が稼働しているのかどうかを聞いてるんですけども、いかがでしょう。

○永森浩子新型コロナウイルスワクチン接種推進室 長 今ですね、国の流れとしても少しずつ、個別接種に移行していくようになっていく流れが実はあるんですね。

ただですね、網走市の場合、今まで高齢者の負担軽減ということでこれまでやってきましたし、今回始まる前もですね、医師会とも協議をして、個別でもっていけるかどうかというあたりの協議をした結果、やっぱりこれからインフルエンザのワクチンも始まる中、医療機関としては、やはり、今回が最後かどうかわからないですけども、今回については集団接種を続けてほしいというふうな意見も頂いたことから、今回、また集団接種を継続するというふうな運びになった次第です。

稼働しているかどうかというところは、一応人数的にはある程度の時間で何人こなすっていうあたりで、状況を見ながら実施しているんですけども、慣れてきたっていうのもありまして、そのときそのときによってスピードも早かったりとか、ガラガラに見えることもあるかとは思いますが、一応は30分に何人かかっていうふうな感じで、試算っていうか様子を見ながら人数を入れていっているところなので、御理解をいただきたいと思っております。

○古都宣裕委員 接種率を見る限りでは、やっぱり1回目、2回目の市民の接種率から考えると、それから見るとやっぱりどうしてもガラガラになってくるのかなというのはわかるんです。

あと、今回国の予算も使った上でやっていくということは、網走市としても接種はある程度、追認というか承認してやっていると思うんですけども、そうになると、やっぱりワクチンに対して後遺症とかという部分のアフターケアの部分も私は同時に考え

ていかなきゃいけないと思うんですけども、そうした窓口とかをちゃんとつくった上で相談的なところっていうのを、そこまでやって初めてこの事業だと思うんですけども、どう考えておりますかね。

○永森浩子新型コロナウイルスワクチン接種推進室長 予防接種健康被害の調査委員会っていうのを網走市で設けておまして、保健センターで、その相談の窓口も兼ねて、そういう体制にして行っております。

これまでも何名か相談にいらしていただいたり、調査委員会にかけたりしながら、そのあたりのフォローも今、実施しているところです。

○古都宣裕委員 国でもそういったコロナワクチンの健康被害という相談のやつがあって、健康被害ということで8,000件の申請があって、そのうち認められたのが、今データで出ている中で4,000件ちょっと。

ただ、コロナワクチンというのは、特別に陰謀論とかそういうのではないですけども、45年間、いろいろなワクチンがわーってなってきた、45年分で健康被害ってされたのは3,500件なんですよ。

コロナワクチン、ここ最近なのに4,000件を超えるのは、僕はこれ普通に出ているデータですけども、ちょっと異常じゃないかなというふうに思います。

その中でそうした部分のデータをしっかりと開示した上で、打つ、打たないというのを打たれる人か決めるべき問題だと思うんですよね。

そういった部分をしっかりと、ほかのワクチンとかもそうですけれども、リスクっていうのを説明した上で本人が選択するのが、私は本来あるべき姿で、今コロナに関しては、それがなかなかないのかなというふうに思いますけれども、そういった部分もしっかりと説明する必要があると思うんですけどもいかがでしょう。

○永森浩子新型コロナウイルスワクチン接種推進室長 接種券を発送するときにですね、ワクチンの説明書を入れておまして、その中でも副反応はこういうものが考えられますよとかっていうことが書いてあります。

そのような説明書をお読みになって、接種するかどうかということを決めていただくっていうふうなことにしております。

○古都宣裕委員 副反応についてはわかります。

副反応以上の健康被害についても、それは記載さ

れているんでしょうか。

○永森浩子新型コロナウイルスワクチン接種推進室長 現在健康被害の件数ですとか、具体的な内容ですとかというのは、網走市独自では公表しておりません。

なぜかという、個人を特定されてしまったりすることも考えられますので、そのあたりは慎重に考えていかなければというふうに思っております。

○古都宣裕委員 各都道府県とか自治体でそういった件数を公表するというのを厚労省からメールで出したっていうのが、先日報道であったのを見たんですけども、そうした部分を考えてしっかりと僕は逆に説明しなくてはいけないのかなと思います。

当市でも私が知る限りでは十代の子がワクチンを打った後に、脳梗塞になったと、因果関係というのはしっかりと説明はなかなか難しい部分もありますけれども、そういった事例が実際にあります。

そういった部分を考えたときに、打つという選択、大人は勝手にできるんですけども、子供とかできない中で打たせなければよかったと親が後悔するという、そういった話も耳にしているもので、そういった部分もしっかりとリスクっていうのを説明した上で、選択肢をちゃんと示していかなきゃならないと思います。

あと消耗品費等というのが、これはワクチンに関わる実際の、このワクチンの費用なのかなと思うんですけども、これは何件分を想定した金額なんですか。

○阿部昌和新型コロナウイルスワクチン接種推進室参事 消耗品につきましては月80万円で6か月と試算しているところでございます。

○古都宣裕委員 これはワクチンの費用ということで間違いなくて、それが何件分なんですか。

○阿部昌和新型コロナウイルスワクチン接種推進室参事 今、私が言った数字の中には、ワクチン費用は入っておりません。

○古都宣裕委員 では、この中でワクチンに関わる費用というのはどこの部分に入っているんでしょうか。

○阿部昌和新型コロナウイルスワクチン接種推進室参事 ワクチンについては国から提供されますので、この中の費用には入っておりません。

○古都宣裕委員 では次にですね、接種券郵送代等というので513万8,000円が記載されているんですけども、今回これはどういう形で郵送するような形

になるんですか。

○阿部昌和新型コロナウイルスワクチン接種推進室 参事 個別にですね、接種券と案内文書等を入れてまして、対象者に送付いたします。

○古都宣裕委員 では、例えば5人家族だったら、その一家に5枚来るといような形になると思うんですけども、近隣で見ると、最近だと用紙1枚でやって、申請が必要な方は御連絡くださいとか、そういうふうな形になったりしてきて、郵送費を圧縮しているようなところがあるんですね。

そういった考えとかというのはないですか。

○阿部昌和新型コロナウイルスワクチン接種推進室 参事 まとめて送るといのは今のところはなく、従来通り、個別に送る準備を進めているところでございます。

○古都宣裕委員 市がここまでデータを持っていて、必要としているのは60代以上というデータがある中で、60代以上の方に送るとか、それ以下の方が必要な方は申し出てくださいといような形にするなりとかして、事務費の圧縮をかけるというのは別に国が全部出すからいいですよじゃなくて、やっぱり各全ての自治体でもそういった経費削減の努力というのを私は税金という観点から見たら必要だと思うんですけども、そういった考えはないですか。

○阿部昌和新型コロナウイルスワクチン接種推進室 参事 接種を希望される方が受けやすいようにということで個別にですね、案内を差し上げるようにしております。

○古都宣裕委員 やりやすいようにというのはわかるんです。

情報弱者とか自分では動きづらい、高齢者の方に対してはそういうことはわかるんですけども、例えばネットで申請とか簡単に自分たちで情報を調べられるような人たちに、データを見ると60代以下の方々というのは本当に一部だし、市民全体で見たとしても3分の1程度しか打っていない状況の中で、その郵送費が膨らんでいるから、そういう部分を考えてはいかがですかという話なんですけれども。

○結城慎二健康福祉部長 考え方的には、議員のおっしゃるような考えもあるとは思いますが。

ただ、私どもとして考えているのは、確かに情報弱者の高齢者には送って、そうではない方には送らないといような選択肢もあるんですけども、ただ、65歳未満だから全てが情報弱者じゃないかというとそうでもない、例えばネットに強くて、どなた

かが弱い、個別にどのような事情があるかというのは私どもには、一人一人の事情はわからないんですね。

そうした中で、接種を希望される方が、受けたいんだったら1回電話をして、それでもう1回送り直してといようなことにならない、受けるときには、何と云うのですか、手間なくといつか、負担を減らして受けていただけるような体制を取りたいといことでもありますので、個別に送るといことを考えております。

ただ、最終的に接種をする、しないといのはこれは個人の判断ですから、強制するものではありません。

○古都宣裕委員 でしたら、世帯にはがきで送ったりとかしたら、その中に別に切って使うような券の形にしたってやり方はいくらでもあると思うんですけども、そうした事務費の圧縮のことをちゃんと考えていかないと、これ、コロナの接種だけにかかわらず、いろいろなもの全部、一人一人送ればいいじゃなくて、やり方を考えていかなきゃいけないと思うんですけどもいかがでしょうか。

○結城慎二健康福祉部長 御案内の中には、受けていただくときにスムーズに接種ができるように予診表も含めて、全て1セットにして入れて送っているんです。

ですから、例えばはがきで送るとい選択肢をすると、接種会場に来て、そこで予診表書いていただいと云う、新たな時間のロスが発生しますので、そういうことにもならないように、一人一人わかりやすいように個別で発送しているといことです。

○古都宣裕委員 集団接種、最初の混み合っている時期もそうでしたけれども、その混み合っている時期のときに書かなきゃいけなかった、それでも書いてきていない人も多数いらっしゃいましたよ。

その中で、今そんなに混んだとしてもすごく大変だといときじゃないのに、そこまでしなくても、僕は事務費の圧縮のほうを優先して考えたほうがいいんじゃないのかなと思います。高齢者の方、大体の市役所の文章、字が小さくて見えていません。近くの人が代理で書いてあげたりとかしているのが多いと思います。

そうした部分の配慮ができてない中で、送ったから書いてください、書いてくるのが当たり前みたいな形になっていますけれども、基本的にはどのみち

一緒にいる方が書いているのが現状だと思いますけれども、その部分をしっかりと考えていただきたいと思うんですけどもどうでしょう。

○結城慎二健康福祉部長 今は比較的すいているのではないかというお話もありましたけれども、先ほど参事監から答弁申し上げましたとおり、時間帯によってそういうところもあるようには見えますけれども、混み合って、実際、中に入れないで待っていただく時間だとかも正直あるんです。そこは御理解いただきたいと思います。

もう一つ、高齢者に行っている、文字が小さいというような話もありましたけれども、確かに小さいところもあるかもしれませんが、サイズをA3版にしてなるべく見やすいように大きな字で書いているという配慮はしているつもりです。

○古都宣裕委員 別に、ワクチン自体国から来て、国が推進しているもので予算をつけて、打ちたい人がいるというのも事実なので、そういった中で進めているのはわかるんですけども、なるべくそうした部分も配慮した上でやっていっていただきたいと思います。

以上です。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

○栗田政男委員 まあ、検討ぐらいはしてあげてくださいね。

今回のワクチン、今報道のほうであまりコロナ関係、管内というのは急にトーンダウンして、あまり我々も知識ないんですが、前回のように何型、何型、それに対応するワクチンということなんですが、聞くところによると今回が7回目になるのかな。

新しい型に対応した新しいワクチンだという認識でいいんでしょうか。

○永森浩子新型コロナワクチン接種推進室長 今回はですね、前回とまた違うワクチンで、違うと言ってもオミクロン株対応なんですけれども、XBB.1系統という、最近出ているウイルスの型に合わせて作られたワクチンになっております。

○栗田政男委員 ということは、コロナ禍が明けたように錯覚している方もいらっしゃるんですが、実はコロナはまだまだ蔓延しているし、今発表しただけで実数はすごく増えているんですよ。

ただ、症状の度合いが以前とは、これ多分僕はワクチンの成果ではないのかなというふうに捉えているんですが、今ワクチンによる云々で賛成だとか、

反対だとか、この場で議論してもしょうがないことなので、大方の人たちは新しい部分で、できるならば多くの人に打ってほしいという思いだと思うんですね。

当市のワクチン事業、私も当初からずっと見守ってきましたけれども、大変スムーズにいい結果で、ほかの自治体はいろいろトラブルもあったんですが、幸い網走市は順調にワクチン接種をしていただいて、市民の命を守るという観点からも大変評価しております。

本当に御苦労さまでしたという気持ちでいっぱいなのですが、まだまだ戦いは終わっていないので、ぜひとも啓蒙をしてね、しっかりなるべく多くの方に僕は打ってもらったほうがいいと思います。

ステージが変わっているいろいろな問題があるのかなっていう、そういう意見も当初からありましたけれども、命に関わるとなるとみんなやっぱり、そういうふうに考えると、もうちょっとその新しい型のワクチンがあるので皆さんどうでしょうかっていう説明は必要なのかなと。

もう慢性的にずっと同じようなワクチンだなんていう感覚でやられてくると、さぼっちゃうっていうか、市民の皆さんもね、もういいかなというような気持ちになるのではないかなと思うので、今回ずっと慢性的にワクチン、ワクチンと言ってきましたけれども、こういう形で計上しているの、なるべく多くの市民の皆さんに打ってもらって、それが命の安全につながるのかなって私は信じているので、信じない人は打たなければいいだけの話ですから、その辺の啓蒙活動はどうでしょうか、もうちょっとちゃんときちんとやってほしいんですが。

○永森浩子新型コロナワクチン接種推進室長 今回の新しいワクチンについても、個別の案内の中にXBB.1系統で、流行に合わせたワクチンを今回扱いますということで御案内も行っていますし、それも含めてチラシ等ですね、いつもコロナのチラシでワクチンについてもお知らせしているんですけども、9月19日あたりにチラシは配布する予定ですので、順次、個別にも配送されるんですけども、そのあたりで周知していこうかなというふうに思っています。

○栗田政男委員 もう一つね、ワクチンの間隔ってありますよね、3か月空けなくちゃいけないという原則があったんですが、これも市民の皆さん、あまりわかっただけじゃなく、むしろ知らない方もいらっしゃるの

で、例えば5回目まだ今打てますよね……、6回目か、6回目を今打てて、じゃあ次新しいのが来るのでまたすぐ打つていうのはできないんですね、現実には。

○永森浩子新型コロナワクチン接種推進室長 基本的には3か月の間隔を経てから、また次のワクチンというふうになりますので、今回の御案内の中にも、そのあたりを書いておりますので、ちょっと目立つようにまた周知していけたらなというふうに思います。

○栗田政男委員 集団接種のお話が出ていました。僕はまだまだ必要だと思います。

一個人の病院ではなかなか対応できないし、そのハードルっていうのが、一つの意識づけとして集団接種でこういう場所、やるのは大体エコーセンターとか、コミセンで行うんですから、ただそれほど費用もかからないでしょうし、市の施設を使うわけですから大事なことだなと思うし、皆さんに知っていただくっていう意味からは、僕はまだまだ必要ですし、国がこの後ね、どれぐらい、これが自費負担になるとぐっと多分落ちるでしょうから、その辺が国もいつまでもやるわけではないでしょうから、考慮に入れながらできる範囲で最大限、まだコロナが終わっていないっていうことはやっぱり市民の皆さんも共有の認識を持ったほうがいいのかないという気がします。

以上です。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

○古都宣裕委員 すみません、ちょっと確認なんですけれども、つい先日なんですけれども、医師の団体がワクチンの後遺症について国が発表しないなら私たちがやりますというところで、だんだん立ち上がって記者会見をされていました。

免疫学者の方の中でも、逆にコロナワクチンに対しては打つことによって免疫力が低下するというような話を出している方もいらっしゃいますから、賛否両論あると思うんです。

ただ、そういった部分でメリットとしては、コロナワクチンの部分で効きますよ、デメリットとした部分ではなかなか発表も、マスコミは取り上げてないんですけれども、そういった部分もあるというところを両方ちゃんと提示することが私は正しいと思うんですよね。

一方でデメリットばかりを言って、打つほうに推進したときに何かあっては、ファイザーなんかコロ

ナに限らずですけれども、以前訴えられて負けて大変な賠償したりとかという事実もあります。

そういった中で、しっかりと両方を把握して市民に情報提供していくのは市としての役割として大切だと思うんですけれども、そういった考えとかは、先ほどだとどっちかというところとしっかりと推進して、皆さん打ってくださいというような感じのほうのかなというふうに受け取るんですけれども、どっちなんですかね。

○結城慎二健康福祉部長 推進なのか、推進じゃないのかというお問い合わせだとすると、我々は、それは個人の判断にお任せしますという立場です。

あくまでもそういう立場です。

今議員おっしゃるとおり、様々な団体がワクチンに対してそれぞれの見解を、様々な形で発表しているというのを我々も承知をしているんですが、我々市の立場で言うと、その発表している見解のエビデンスがどこにあるのかというのはなかなか計り知れないというところですから、我々としては国が発する、厚生労働省が発する情報を市民に周知していくという立場に立っております。

○古都宣裕委員 国があって自治体があるので、まず国の発表というのは十分理解するところなんです。

なので、この予算自体も国から来ている予算なので反対とかするのはないんですけれども、ただ単に市民のリスクヘッジとしてしっかりと説明の上で、納得いった上で打っていただきたいなど。

部長がおっしゃるとおり個人の選択なので、その選択の中でしっかりと自分たちでかみ分けるだけの情報を、主に厚生労働省が出すようなデータとかにはなると思うんですけれども、その上で判断していただくような形になるのがいいのではないかなと思うので、厚生労働省の中でもマイナスの部分の発表も一部はしているので、そういった部分をしっかりと添付した上で、皆さん個人の判断をしっかりとっていただきたいと思います。

今日なんですけれども、また変異株が出て、インフルエンザだと型の予測をして作ってやるから、効く効かないの部分もありますけれども、大体精度がよくなってきているので効いたりはしますけれども、コロナに関しては新しい変異株がどう変異するかわからないので、新しいものはやり出してやっと思いつくかなという感じになっている、後手後手になっている感は否めないと思います。

そういった部分をしっかりと今新しい変異株が出たので、今これからやるやつが新しい変異株に効く、効かないというのはまだわからない状態だと思うんですけども、そういった部分もしっかりと中身にした上での情報発信に努めていただきたいなと思いますけれど、どうでしょうか。

○結城慎二健康福祉部長 今、新しい派生株の話もありましたけれども、オミクロン株の派生株ということであればオミクロン株のワクチンですから、今回のワクチンも恐らく効果はあるんだろうなというふうに思います。

ただ、そのほかの情報を含めて、市独自で様々な情報を、例えばワクチンの効果だとかの関係の情報を集めるもなかなか難しいですから、やはり、繰り返しになって大変恐縮なんですけれども、我々としては国が発表してくる情報を、ここに情報がありますよということも含めて、市民の方に周知していきたいというふうに思っています。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

それではお諮りいたします。

議案第1号令和5年度網走市一般会計補正予算中、新型コロナウイルスワクチン接種事業については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

○永本浩子委員長 次に、議案第3号令和5年度網走市介護保険特別会計補正予算について、一括して説明を求めます。

○小西正敏介護福祉課長 議案資料26ページを御覧ください。

令和5年度介護保険特別会計、介護保険事業基金積立金及び償還金の補正予算につきまして御説明いたします。

補正の理由及び内容であります。令和4年度における繰越金及び国庫負担金等の確定に伴いまして、必要な経費を追加補正するものであり、金額につきましては、介護保険事業基金積立金が1億2,547万1,000円、国庫負担金・補助金返還金が6,656万8,000円、道負担金・補助金返還金が752万5,000円、支払基金交付金返還金が172万円の合計で2億128万4,000円となります。

介護保険事業基金積立金につきましては、支払基金からの令和4年度介護給付費交付金の追加交付分

及び、介護保険特別会計の決算における歳入と歳出の差額で生じた剰余金を積み立てるものであり、国庫負担金・補助金等に対する返還金につきましては、介護給付費及び地域支援事業費の決算額が、負担金等の交付申請額を下回ったため、概算交付を受けている負担金等を転換するものであります。

補正額であります。歳出予算における補正前の額、補正額、財源内訳、補正後の額につきましては、(1)歳出予算の①介護保険事業基金積立金及び②償還金に記載のとおりとなります。

歳入予算における各科目の補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、27ページの(2)歳入予算に記載の額のとおりとなります。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

よろしいでしょうか。

○村椿敏章委員 今回の積立金が歳入歳出の差額で出たというところなんです。1億2,500万円の差額が出た原因というか、その辺について伺います。

○小西正敏介護福祉課長 剰余金1億2,500万円のお話でございますけれども、こちらにつきましては、まず国と支払基金から概算交付を多く受けた部分、7,581万3,000円がございまして、こちらのほうは今回返還を行っているものでございます。

残りの部分につきましては、主な要因といたしましては給付費が減少したことによるものでございまして、こちらは新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、通所系、訪問系サービスなどの利用控え、感染者発生による一部利用停止などが影響したものと考えられております。

施設におきましては、利用者の介護度や入院などによる影響、一部施設における人員不足等により、定員割れ等の影響により給付費が減少したものと考えます。

○村椿敏章委員 理解しました。

その中で積立金額は総額で幾らになるのか伺います。

○小西正敏介護福祉課長 今補正後の基金残高となりますが、3億990万4,000円を見込んでおります。

○村椿敏章委員 今回の部分を合わせて3億990万円あるということですね。

それで、今の第9期の介護保険の計画を立てる時期だと思うんですけども、毎回介護保険料が上がって、払っている方々はこの介護保険料が高くて大

変だという声が多く聞かれるわけです。

それで、この第9期の計画についての見通しというんですかね、介護保険料をなるべく上がらないように圧縮できないかと思うんですが、その辺についての市の考え方を伺いたいと思います。

そういう意味で、ごめんなさいね、そこは関係ないとおっしゃるかもしれないんですが、今回の基金が3億990万円になるといったところから考えるとですね、どういう考えになるのかっていうのを聞きたいなと思います。

○小西正敏介護福祉課長 結果的に余剰となりました基金残高につきましては、過去におきましても保険料抑制に活用させていただいているところでございます。

今回、令和6年度から8年度までの第9期計画期間ということでございますけれども、今後ですね、保険料の算定ということで、介護報酬改定を反映した保険給付費と、人口の推計により必要な保険料が出てまいります。そこに、基金については、保険料を抑制するために活用するということが妥当だと考えておりますが、策定委員会の中でどれぐらいの額を投入するかも含めまして、協議してまいりたいと考えております。

○村椿敏章委員 わかりました。

よろしくをお願いします。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

それではお諮りいたします。

議案第3号令和5年度網走市介護保険特別会計補正予算については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

○永本浩子委員長 次に、議案第9号網走市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

○清杉利明社会福祉課長 議案資料33ページ、資料6号を御覧願います。

議案第9号網走市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして御説明いたします。

改正の趣旨でございますが、生活保護の医療扶助におきまして、令和5年度中にマイナンバーカードを用いたオンライン資格確認が導入されることとなったに伴い、生活保護受給者の個人番号を利用することが必要となりました。

生活保護法に基づく事務につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法におきまして規定されており、個人番号を利用することが可能となりますが、外国人である生活保護受給者の個人番号利用についてはこの法律の適用対象外となり、その利用に当たっては、番号法第9条第2項に規定する地方公共団体の独自利用事務として条例で定める必要があることから、当該条例の所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務の規定について、別表に独自利用事務として追加し、関係する文言等の整理を行うものでございます。

なお、当市におきまして、現時点で該当する外国人は1名おります。

施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

また、新旧対照表につきましては34ページに記載しております。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

○古都宣裕委員 個人的にこの法に対して思うところはありますけれども、これは国で決められているところなのでその点ではなくてですね、今回対象者がいるということなんですけれども、以前、過去に大阪で居住権が認められた瞬間に生活保護を申請するということがありましたが、今回はそういったことにはなっていないのでしょうか。

○清杉利明社会福祉課長 以前から生活保護受給されている方です、この方は。

○古都宣裕委員 わかりました。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第9号網走市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定については、全会一致

により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定いたしました。

○永本浩子委員長 ここで一つ訂正をさせていただきます。

先ほど市民環境部の審査結果におきまして、コミュニティセンターの修繕事業を全会一致で、ごみ処理事業について大方の賛成ということで分けて可否を言わせていただきましたけれども、改めまして、市民環境部関係分について大方の賛成によりまして、決定したというふうに変更させていただきましたので、よろしくお願いたします。

ここで理事者入替えのため暫時休憩いたします。

午後0時12分休憩

午後0時13分再開

○永本浩子委員長 再開いたします。

次に請願の審査を行います。

令和4年9月8日に開催されました代表者会議、その後の議会運営委員会において、議会先例・事例・申し合わせ事項106として、次のように取り扱うことが決定されております。

(1) 請願、陳情は、原則として付託された定例会の委員会において、会期中に審査するものとする。

(2) 上記にかかわらず、閉会中継続審査とされた請願、陳情は、原則として次回の定例会までに審査を終了するものとし、それができない場合でも、付託以後1年以内のいずれかの定例会において審査が終了するよう努めるものとし、結審に至らない当該案件は、審議未了として取り扱うものとするというふうになっております。

提出後1年以内に開催されるいずれかの定例会で2回審議を行い、結審がつかないものは審議未了、廃案となりますのでよろしくお願いたします。

それでは、先に、請願第7号現行の健康保険証の存続を求める請願について審査いたします。

この請願について、委員の皆さんの御見解をお示しいただきたいと思っております。

○古田純也委員 マイナンバーカード、健康保険証の一本化に関しては、私は基本的に賛成なんですけれども、ただ誤登録、また不具合が生じていることも認識しております。

現行の保険証を来年撤廃する、廃止するというこ

とに関しては若干賛同できない部分もありますので、今回は継続で。

○永本浩子委員長 継続。

○古田純也委員 はい。

○永本浩子委員長 ほかに御意見、御見解いかがでしょうか。

○村椿敏章委員 この請願に書かれていることが、今多く起きています。

やはり自分の個人情報の間違ってひも付けられたことで、見られてしまうということも起きていますし、また公表されていた件数は、合計すると8,441件にもなるということで、やはりこれは一旦中断して、そしてしっかりとしたものをつくった上で、保険証をなくしていくという方針が出るのであれば、まだわからないわけではないですが、今、これをやろうとするためにまた資格確認証をつくるということで、それだったら今までどおり保険証を残したほうが絶対、特に混乱もなく進められると思いますので、私の会派としては、これについては賛成、採択すべきというふうに考えております。

○永本浩子委員長 ほかにいかがでしょうか。

○古都宣裕委員 私としても、こちらの願意であるとおおり、最近のトラブル等を考えますと早急にこれは進めるべきではないというふうに思いますので、採択をお願いします。

○永本浩子委員長 ほかにいかがですか。

○金兵智則委員 私としてもでもですね、この様々な現状のトラブルを鑑みたときに、来年度廃止ということは一歩踏みとどまって、きちんと精査することが必要なかなというふうに思いますので、採択というふうに思いますし、先ほどの古田委員のお話でいくと採択の意見だったような気がするのですが、その辺を1回整理したほうがいいんじゃないかなという思いはあります。

以上です。

○永本浩子委員長 古田委員、いかがですか。

○古田純也委員 来年廃止するという、撤廃することにはちょっと賛同できないから、時間をかけてもう少しちょっと考えていきたいという部分で、継続という。

○永本浩子委員長 暫時休憩いたします。

午後0時17分休憩

午後0時31分再開

○永本浩子委員長 それでは再開いたします。

ただいまの請願についてですけれども、もう少し

時間を頂きたいというようですので、ここでお昼休憩を入れていきたいと思います。

再開は1時15分とさせていただきますのでよろしく願いいたします。

午後0時31分休憩

午後1時14分再開

○永本浩子委員長 それでは再開いたします。

請願の審査、現行の健康保険証の存続を求める請願について、古田委員の御見解からお願いいたします。

○古田純也委員 改めて整理してまいりました。

基本的には保険証の存続は望んでおりません。

なぜならばマイナンバーカードに一本化すべきだと考えております。

ただし、来年の保険証廃止に関しましては、多少問題があると考えておりますので、この件に関してはもうしばらく勉強させていただきたい。よって継続とさせていただきます。

○永本浩子委員長 それではほかの委員の皆さんいかがでしょうか。

○里見哲也委員 うちの会派としては、現行の健康保険証の来年廃止ということに関して時期尚早であると考え、この請願については採択でお願いします。

○永本浩子委員長 ほかに。

○栗田政男委員 あえて私とは言います。

私は、この問題についてはいろいろ問題が本当に提起されている現実がありますので、慌てることなくしっかりと議論を重ねた上で、僕は二本化っていうか、並行してあってもいいのかなと思いますし、希望者はひも付けしてもらって便利なほうを使えばいいし、医療機関の便利さ、利便性とかいろいろなことを考えると、できればマイナンバーに一本化したほうがいいのかもしいかなと思いますが、何分にもやっぱりその制度に強制、強制といいますが、半強制的になってしまう制度なので、僕はある面で並行してやっていくのも手なのかなっていう気はしていますので、この請願については賛成をしたいと思いません。

○永本浩子委員長 それでは皆さんの御意見がそろいましたので、お諮りいたします。

請願第7号現行の健康保険証の存続を求める請願については、意見の一致を見なかったため、継続審査すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

○金兵智則委員 やっぱりどうにも腑に落ちない点

があるので、意見の一致は見えていないっていうことはわかるんですけども、ほぼほぼ言っていることが変わらない中で、勉強したいというふうに言われても、意見をここは述べる場だと、意見をというか考えを述べる場だと思いますので、いたずらに時間を延ばすのがどうなのかなというふうに思いますし、あくまでも、今の保険証をそのままずっと続けて行っているわけではないんじゃないかなと、撤回ですからね、1回取り下げてちゃんと整理してきてほしいっていうような考え方、多分古田委員と皆さんの言っていることって変わらないような気がするので、できることなら採択をして意見書を提出するというの流れに持っていきたくらいじゃないかなというふうに思います。

○永本浩子委員長 それでは、今の金兵委員の御意見をを受けて委員間討論をしたいと思えます。

何か御意見のある方。

古田委員いかがですか。

○古田純也委員 廃止を撤回というよりも、この請願の「存続を求める」っていうところに、私がちょっと引っかかっている部分があります。

○金兵智則委員 それこそ「存続」という言葉だけが引っかかるのであれば何か、例えば意見書の中で文言整理をしても。ここまで、はっきり言って意見をほぼほぼ統一されているんじゃないかというふうに思っているんですね。それで、その「存続」というこの2文字が駄目だって言うなら、何か言葉を変えてでも通すという方向性でいくべきだというふうに思いますけれども。

○永本浩子委員長 暫時休憩いたします。

午後1時19分休憩

午後1時23分再開

○永本浩子委員長 それでは再開いたします。

今回の請願に対する御意見ですけれども、古田委員いかがでしょうか。

○古田純也委員 どうしてもこの文書の中の「存続」という言葉に私ちょっと引っかかる部分があったんですけども、文言整理としまして「当面」という言葉をつけていただいて、整理するのであれば採択という方向で考えます。

○永本浩子委員長 それでは、今回の請願の文章に「当面存続することを求める」ということで、「当面」という言葉を入れる、意見書のほうで調整したいと思えますので、この件に関しては採択ということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、ここで理事者退出のため暫時休憩いたします。

午後 1 時24分休憩

午後 1 時25分再開

○永本浩子委員長 それでは再開いたします。

次に、請願第 6 号あばしり子ども未来支援条例の制定を求める請願について審査いたします。

この請願は、令和 5 年 6 月 13 日に当委員会に付託され、16 日に審査いたしました。継続審査となっております。

今回で 2 回目の審査となりますので、結審がつかない場合は、審議未了、廃案となります。

採択もしくは不採択のどちらかでお答えください。

この請願について委員の皆さんの御見解をお示しいただきたいと思っております。

○金兵智則委員 6 月のときにも、私言わせていただいておりますけれども、今現在網走市においても子供にまつわる事件ですとか、事故ですとかっていうのも多発しているという状況もあります。

改めてやっぱり子供をしっかりと育てていくという考え方を持つためにも、改めて考えるきっかけにもなるというふうに思っておりますので、この請願については採択するという考えでございます。

○永本浩子委員長 ほかに、御見解いかがでしょうか。

○村椿敏章委員 私たちの会派、6 月のときにも言っていました。採択すべきではないかと。

やはり子ども家庭庁ができて、子供を産み育てやすいという環境をつくっていくためにも、網走市としてもこの条例をつくって、さらに加速させるということではいいことだと思いますので、採択ということで。

○永本浩子委員長 ほかにいかがですか。

○里見哲也委員 6 月のときにも発言した内容と同じなんですけれど、ここは条例ではなくて、具体的な政策を現行の市議会に諮るべきと考えておりますので、引き続き不採択をお願いします。

○古田純也委員 はい、私も 6 月のときにお話ししました。

やはり条例を制定するには大変慎重になるべきだと思います。

子育て、いろいろな親の考えだとか、思いとかいろいろなものがありますので、こうあるべきだとい

う条例を制定するのはなかなか、もう少し時間をかけるべきだと思いますので、今回は不採択で。

○永本浩子委員長 ただ今の時点で、採択 2 名、不採択 2 名ということで、意見の一致を見ておりませんが、ほかに御意見ある方がいれば。

○古都宣裕委員 不採択が 2 名いらっしゃるんですけども、未来支援条例ということで、これからみんなで意見を出し合って大枠をつくっていくという話で、市民と行政、議会、議会も市民から代表してっていうのもわかるんですけども、我々 16 人が全て細かいところまで網羅できているという部分も、いささかやっぱり、小さな声までは拾いきれるかなっていうところもありますので、こうした大きな枠組みでしたら、大きな意味で広く意見をつくった上で大枠をつくっていくというのはいいのではないかなと思うので、私は採択の方向で考えております。

○永本浩子委員長 ほかにいかがですか。

○栗田政男委員 不採択ですね。

多分、この条例をつくるとなると精神条例に近いようなものが多くなってきて、具体的に具現化するのはなかなか難しいのかなっていう気がします。

条例っていうのは必要最小限に私はとどめるべきだというふうに思っていますし、何でもかんでも条例によって固めていくっていうのはいかがなものかと。

法律ですから固めることによってそれ以外のことができなくなり、いろいろな弊害も出てくるんじゃないかなっていうふうに考えていますので、子供の可能性、いろいろな将来像、これからの少子化、全て勘案したときに条例云々をもしつくるのであればまだまだ時間を要してしっかりと熟議の上で進めるべきではないかなというふうに思って、今回は不採択といたします。

○永本浩子委員長 それではお諮りいたします。

請願第 6 号あばしり子ども未来支援条例の制定を求める請願については意見の一致を見なかったため、審議未了、廃案すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、意見書を配付のため暫時休憩いたします。

午後 1 時30分休憩

午後 1 時31分再開

○永本浩子委員長 それでは再開いたします。

請願第7号現行の健康保険証の存続を求める請願については、委員長名により委員会として意見書案を本会議に上程し、意見書の提出先は地方自治法第99条の規定に基づき、国及び関係行政庁に提出することに決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたします。

○永本浩子委員長 それでは次に、行政視察について協議いたします。

8月3日に行程案を確認いたしました。今後公共交通機関の時刻など変更が生じる場合もありますので、最終的な行程につきましては、出発日の1週間前までに事務局を通じ、皆様に送付させていただきますので御了承ください。

前回ちょっと決めていなかったんですけども、例年、視察結果についての取りまとめを行っております。

視察終了後に、各委員の皆さんの意見及び所感ということで議長に報告書を提出いたします。

昨年までの過去の経過としては、各委員からレポートを提出していただいておりますが、今回も同様の形でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、各委員よりレポートを提出していただくということで、その後に委員会で確認することといたします。

レポートの締切日ですけれども、その後の委員会開催日も決めたいのですが、まず、レポート締切日を今回は、文教民生委員会としては10月20日に網走に帰ってくるんですけども、その後金兵委員が10月24日から27日に全国市議会議長会研究フォーラムに出席することになっておりまして、1週間後だちょっと日程的に厳しいかなということで、2週間空けて11月2日木曜日の午後5時までといたしまして、取りまとめの委員会開催日は、そのまた1週間後の11月9日木曜日の午前10時としたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がないようですので、そのように決定させていただきます。

それでは、これで文教民生委員会を終了いたします。

大変お疲れさまでございました。